

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その日は、翌日)

目 次

◇告示 県営土地改良事業計画の決定（二件）（農村整備課）

鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正（会計課）

◇調達公告 公募型指名競争入札の実施（三件）（農政課）

告 示

鳥取県告示第六百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県當土地改良事業（県営ため池等整備事業松谷地区ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し次のとおり縦覧に供する。

平成十一年十月十二日

鳥取県知事 片山善博

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十一年十月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤崎町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県知事 片山善博

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十一年十月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成十一年十月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

鳥取県知事第6回五十四号

昭和五十年六月鳥取県知事第5回第11十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関の店舗の名称等について）の1船を次のとおり改定し、平成十一年十一月十五日から施行する。

平成十一年十月十一日

第一項の表中「福原支店」を「福原出張所」に改める。

調達公告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成11年10月12日

鳥取県知事 片山善博

（5）工 期 平成11年11月から平成12年12月20日まで
 （6）予定価格 227,850,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

平面線形：曲線

斜角：90°

幅員：全体幅員=8.5m

道路幅員=7.5m

車道幅員=6.0m

架設工法：トラッククレーン工法（ペント工法）

橋面工 鉄筋コンクリート床版 一式

舗装工 一式

高欄工 一式

（5）工 期 平成11年11月から平成12年12月20日まで

（6）予定価格 227,850,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

1 工事の概要

- (1) 工事名 ふるさと農道緊急整備事業東伯中央地区（1-1号橋）上部工工事
- (2) 工事場所 東伯郡大栄町大字東高尾
- (3) 工事内容

ア 本件工事は、東伯中央地区ふるさと農道緊急整備事業として、区間内の谷部を横断する橋りょうの上部工（L=116.0m、W=8.5m）の製作、桁の架設及び橋面工の施工を行う工事である。

なお、橋脚の地上からの高さは最低17.5m、最高24.0m程度である。
 イ 本件工事は、平成11年度に別途施工する橋りょうの下部工工事と連絡調整を密にし、相互に円滑な工事が出来るよう工程調整を図る必要がある。

(4) 工事概要

橋りょう上部工製作及び架設

設計荷重：B活荷重

形 式：3径間連続非合成鋼橋（耐候性鋼材）

橋長：L=116.0m

支間長：35.30m+44.00m+35.30m

（ア）工事概要

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 共同企業体に関する条件

ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による分担施工とし、構成員の分担は、次のとおりとする。

（ア）橋りょう上部工製作及び架設工事は、代表者による施工とする。

(イ) 橋面工工事は、代表者以外の者による施工とする。

イ 共同企業体は、(2)で定める資格を満たす者2名による自主結成によるものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する条件

ア 構成員共通の資格

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(イ) 平成11年10月12日（火）から同年11月17日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

イ 代表者の資格

(ア) 県外に本店を有する者であること。

(イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（鋼構造物工事）の許可を受けていること。

(ウ) 平成10年7月鳥取県告示第492号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、鋼橋工事に係るものと有すること。

(エ) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成9年10月1日から平成10年9月30日までの間にあるものに限る。以下同じ。）の結果における鋼構造物工事の総合評点が1,150点以上であること。

(オ) 平成元年度以降に道路橋における鋼製上部工の析製作から架設工事までの一連の工事（以下「橋りょう上部工の同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上ものに限る。

(オ) 本件工事のうち代表者以外の者の施工に係る工事の施工期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を配置できること。この場合において、分担工事費が2,500万円以上の場合にあっては、専任で配置しなければならない。

a 平成元年度以降において橋面工の同種工事の現場経験を有する者であることを。

b 主任技術者にあっては、建設業法施行令第27条の3に規定する土木施工監理（一級）の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。

c 監理技術者にあっては、建設業法第27条の18第一項に規定する土木工事業についての監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

の現場経験を有する者であること。

b 主任技術者にあっては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する土木施工管理（一級）の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。

c 監理技術者にあっては、建設業法第27条の18第一項に規定する鋼構造物工事業についての監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

ウ 代表者以外の者の資格

(ア) 県内に本店を有すること。

(イ) 入札参加資格のうち、一般土木工事のA級に係るものと有すること。

(ウ) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査における土木一式工事の総合評点が960点以上であること。

(エ) 平成元年度以降に工事が完成している道路橋の橋面工工事又は下部工工事（以下「橋面工の同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。

ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上ものに限る。

(オ) 本件工事のうち代表者以外の者の施工に係る工事の施工期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を配置できること。この場合において、分担工事費が2,500万円以上の場合にあっては、専任で配置しなければならない。

a 平成元年度以降において橋面工の同種工事の現場経験を有する者であることを。

b 主任技術者にあっては、建設業法施行令第27条の3に規定する土木施工監理（一級）の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。

c 監理技術者にあっては、建設業法第27条の18第一項に規定する土木工事業についての監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成11年10月12日（火）から同月22日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係（鳥取県庁本庁舎4階）

（2） 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望するものは、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所

(1)に同じ。

イ 提出方法

持参すること。

（3） 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

（1） 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課総務係（電話番号0857-26-7331）とする。

（2） 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出

があつても指名されるとは限らない。

（3） 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

（4） 工事内容に関する説明会は、行わない。

（5） 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しな

い。

（6） 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合

した履行がなされないと認められるとき、又はその者を契約締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもつて入札をした他の者のうち最低の価格をもつて入札した者を落札者とすることがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成11年10月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

（1） 工事名 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業汎入2期地区（3号橋）

（2） 工事場所 西伯郡中山町殿河内

（3） 工事内容

本件工事は、汎入2期地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業として、区間内の谷部を横断する橋りょうの上部工（L=80.0m、W=7.7m）の製作、^吊橋の架設及び橋面工の施工を行う工事である。

なお、橋脚の地上からの高さは約20.0m程度である。

（4） 工事概要

橋りょう上部工製作及び架設

設計荷重：B活荷重

形 式：2径間連続非合成鋼橋（耐候性鋼材）

橋 長：L=80.0m

支 間 長：39.50m+39.50m

平面線形：直線

斜 角：90°

平成11年10月12日

報 公 県 政 署

平成11年10月12日

5

鳥取県公団

幅員：全体幅員＝7.7m

道路幅員＝6.5m

車道幅員＝5.5m

架設工法：トラッククレーン工法（ベント工法）

橋面工 鉄筋コンクリート床版 一式

舗装工 一式

高欄工 一式

(5) 工期 平成11年11月から平成12年11月19日まで

(6) 予定価格 116,350,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による分担施工とし、構成員の分担は、次のとおりとする。

(ア) 橋りょう上部工製作及び架設工事は、代表者による施工とする。

(イ) 橋面工工事は、代表者以外の者による施工とする。

イ 共同企業体は、(2)で定める資格を満たす者2名による自主結成によるものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する条件

ア 構成員共通の資格

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(イ) 平成11年10月12日（火）から同年11月17日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

イ 代表者の資格

(ア) 県外に本店を有する者であること。

(イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（鋼構造物工事）の許可を受けていること。

(ウ) 平成10年7月鳥取県告示第492号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、鋼橋工事に係るものと有すること。

(エ) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成9年10月1日から平成10年9月30日までの間にあるものに限る。以下同じ。）の結果における鋼構造物工事の総合評点が1,150点以上であること。

(オ) 平成元年度以降に道路橋における鋼製上部工の^精製作から架設工事までの一定の工事（以下「橋りょう上部工の同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。

(カ) 本件工事のうち代表者の施工に係る工事の施工期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

a 平成元年度以降において元請けとして施工した橋りょう上部工の同種工事の現場経験を有する者であること。

b 主任技術者にあっては、建設業法施工令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する土木施工管理（一級）の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。

c 監理技術者にあっては、建設業法第27条の18第1項に規定する鋼構造物工事業についての監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

ウ 代表者以外の者の資格

(ア) 県内に本店を有すること。

(イ) 入札参加資格のうち、一般土木工事のA級に係るものと有すること。

(カ) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査における土木一式工事の総合評点が960点以上であること。

平成11年10月12日 火曜日

鳥取県公認

- (エ) 平成元年度以降に工事が完成している道路橋の橋面工事又は下部工工事
(以下「橋面工の同種工事」という。) を元請けとして施工した実績があること。
ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%
以上のものに限る。

- (オ) 本件工事のうち代表者以外の者の施工に係る工事の施工期間については、次
に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を配置できること。この場合
において、分担工事費が2,500万円以上の場合には、専任で配置しなけ
ればならない。
- a 平成元年度以降において橋面工の同種工事の現場経験を有する者であるこ
と。
- b 主任技術者にあっては、建設業法施行令第27条の3に規定する土木施工監
理（一級）の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。
- c 監理技術者にあっては、建設業法第27条の18第一項に規定する土木工事業
についての監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

- 技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成11年10月12日（火）から同月22日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除
く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係（鳥取県庁本庁舎4階）

(2) 技術資料等の提出

- 本件入札に参加を希望するものは、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料
等を次により提出するものとする。
- ア 提出期間及び時間並びに提出場所

(1)に同じ。

- イ 提出方法
持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札
参加者を指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課総務係（電話番
号 0857-26-7331）とする。

- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出
があつても指名されることは限らない。

- (3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しな
い。

- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入
札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合
した履行がなされないとそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結す
ることが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、當
該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入
札した者を落札者とすることがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成11年10月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工事名 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業汎入2期地区（5号橋）	2 技術資料等の提出ができる者 技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。
(2) 工事場所 西伯郡中山町高橋	
(3) 工事内容	
	ア 本件工事は、汎入2期地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業として、区間内の谷部を横断する橋りょうの上部工（L=112.0m、W=7.7m）の製作、架設及び橋面工の施工である。 イ 本件工事は、平成11年度に別途施工する橋りょうの下部工工事と連絡調整を密にし、相互に円滑な工事が出来るよう工程調整を図る必要がある。
(4) 工事概要	
橋りょう上部工製作及び架設	
設計荷重：B活荷重	
形 式：3径間連続非合成鋼桁（耐候性鋼材）	
橋 長：L=112.0m	
支 間 長：36.9m+37.1m+36.9m	
平面線形：曲線	
斜 傾 角：90°	
幅 員：全幅員=7.7m	
道路幅員=6.5m	
車道幅員=5.5m	
架設工法：トラッククレーン工法（ベント工法）	
橋面工 鉄筋コンクリート床版 一式	
舗装工 一式	
高欄工 一式	
(5) 工 期 平成11年11月から平成12年12月20日まで	
(6) 予定価格 161,437,500円（消費税及び地方消費税の額を含む。）	

平成11年10月12日 火曜日

鳥取県公報

- (オ) 平成元年度以降に道路橋における鋼製上部工の^{または}製作から架設工事までの一連の工事（以下「橋りょう上部工の同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。
- (ア) 本件工事のうち代表者の施工に係る工事の施工期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
- a 平成元年度以降において元請けとして施工した橋りょう上部工の同種工事の現場経験を有する者であること。
- b 主任技術者にあっては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する土木施工管理（一級）の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。
- c 監理技術者にあっては、建設業法第27条の18第一項に規定する土木工事業についての監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
- ウ 代表者以外の者の資格
- (ア) 県内に本店を有すること。
- (イ) 入札参加資格のうち、一般土木工事のA級に係るものと有すること。
- (ウ) 建設業法第27条の23第一項に規定する経営事項審査における土木一式工事の総合評点が960点以上であること。
- (エ) 平成元年度以降に工事が完成している道路橋の橋面工工事又は下部工工事（以下「橋面工の同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。
- ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。
- (オ) 本件工事のうち代表者以外の者の施工に係る工事の施工期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を配置できること。この場合において、分担工事費が2,500万円以上の場合には、専任で配置しなければならない。
- a 平成元年度以降において橋面工の同種工事の現場経験を有する者であるこ
- ト。
- b 主任技術者にあっては、建設業法施行令第27条の3に規定する土木施工監理（一級）の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。
- c 監理技術者にあっては、建設業法第27条の18第一項に規定する土木工事業についての監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
- 3 技術資料等の作成及び提出
- (1) 技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。
- ア 交付期間及び時間
平成11年10月12日（火）から同月22日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで
- イ 交付場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係（鳥取県庁本庁舎4階）
- (2) 技術資料等の提出
- 本件入札に参加を希望するものは、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。
- ア 提出期間及び時間並びに提出場所
(1)に同じ。
- イ 提出方法
持参すること。
- (3) 技術資料等の審査
- 提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。
- 4 その他
- (1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課総務係（電話番号 0857-26-7331）とする。
- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出

があつても指名されることは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
v。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもつて入札をした他の者のうち最低の価格をもつて入札した者を落札者とすることがある。